7 桂 産 農 振 第 8 8 9 号 令 和 7 年 7 月 11 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桂川町長 井上利一

市町村名		桂川町
(市町村コード)		(404217)
地域名 (地域内農業集落名)		中屋·豆田·瀬戸·寿命
		(中屋・豆田・瀬戸・寿命)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年7月11日
		(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は水田が主体のため、水稲が主要作物である。地域内では、多面的機能交付金を活用して地域全体で 農地の維持に取り組んでおり、瀬戸地区以外の地区には認定農業者がいるものの、地域全体では農業者の高齢 化が進んでいることから、新たな担い手となりうる後継者の育成を図ることが必要となっている。

豆田地区は、近年宅地化が進んでおり、他の地区も狭小など条件の悪い農地もあることから、今後も継続して営農可能な農地の選別を進める必要がある。

有害鳥獣による被害が年々増加しているため、鳥獣対策が課題である。

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き水稲の栽培を中心に行うが、今後は、収益性が高い生産物等も検討していく必要がある。 多面的機能交付金を活用している地域は、引き続き活用しながら農地の維持を図り、農地の集約化を進めるに は、地域内の担い手への集積、集約化が必要と考えられる。

また、有害鳥獣からの被害を防ぐため、地域全体での検討を行う。

# 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

[	区域内の農用地等面積	70.65 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70.46 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.19 ha

## (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としており、保全・管理等が行われるところは、農地転用予定の農地である。